

岩手県 重度心身障がい者医療費助成事業コード一覧表（令和3年8月1日現在）

◎ この表は、岩手県の各市町村が実施する重度心身障がい者医療費助成事業の市町村コード、事業コード、1レセプト当たりの受給者負担限度額をまとめたものです。

◎ 現物給付(※1)の対象は、事業コードがグレー白抜きで表示されている、**中学生以下**の受給者のみとなっています。(全市町村共通)

◎ 自動償還払い(※2)の対象は、事業コードが黒文字で入力されている範囲です。

◎ 黒く塗りつぶされて事業コードの記載がない範囲は、現物給付又は自動償還払いの対象外ですが、窓口償還払い(※3)の対象となっている場合がありますので御注意ください。

◎ 連合会への提出締切日は、**毎月10日(必着)**です。なお、10日が土、日、祝祭日に当たる場合は、翌営業日の正午までとなります。

●**県単独事業の実施内容(県基準)** この範囲を超えて実施される事業は、市町村単独事業となります。

対象者	次の各号に該当することとなった日の属する月の初日から、該当しなくなった日の属する月の末日までの間にある方 ①身障手帳1・2級 ②特児手当1級 ③障害基礎年金1級 ④療育手帳A
所得制限	障害児福祉手当の所得制限限度額+35万円
受給者負担	1レセプト当たり入院5000円まで、入院外1500円まで (ただし、受給者が3歳未満又は主として受給者の生計を維持する方が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし)

岩手県国民健康保険団体連合会
〒020-0025
盛岡市大沢川原三丁目7番30号
担当：審査課 福祉・療養費係
TEL 019-623-4328
FAX 019-623-4340

受給者証番号 第 ○○-○○-○○○○○○-○ 号

市町村コード ↑ ↑ 事業コード ↑ 受給者ごとの任意の番号

市町村名	区分	市町村コード	事業コード				1レセプト当たりの受給者負担限度額
			県単独事業(所得制限 県基準の範囲内)		市町村単独事業(所得制限 県基準の範囲外)		
			中学生以下	高校生以上 31(一般)・32(後期)・33(長期)	中学生以下	高校生以上 81/94(一般)・82/95(後期)・83(長期)	
盛岡市	重度	01	31	31・32・33	81	81・82・83	【未就学】受給者負担なし【小学生以上入院】2500円【小学生以上外来】750円
宮古市	重度	02	31	31・32	81	81・82	【高校生まで】受給者負担なし【高校生卒業以上】県基準通り
大船渡市	重度	03	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし【高校生卒業以上】県基準通り
奥州市	重度	04	31	31・32・33	81	81・82・83	受給者負担なし
花巻市	重度	05	31	31・32・33	94	94	【未就学】受給者負担なし【小学生以上】入院2500円 外来750円 【中度】入院2500円 外来750円 ※事業コード「94」は高校生まで【高校生等】花巻市内の医療機関のみ現物給付
北上市	重度	06	31	31・32			【高校生まで】入院2500円 外来750円【高校卒業以上】県基準通り
久慈市	重度	07	31	31・32・33			【中学生まで】受給者負担なし【高校生以上】県基準通り
遠野市	重度 身障3級	08	31	31・32・33	81	65	【重度:3歳以上】入院2500円 外来750円 ※事業コード「81」は3歳まで【身障3級】医療費一部負担金の1/2
一関市	重度	09	31	31・32			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
陸前高田市	重度	10	31	31・32・33			受給者負担なし
釜石市	重度	11	31	31・32			【未就学】受給者負担なし【小学生以上】県基準通り
二戸市	重度	13	31	31・32			【未就学】受給者負担なし【小学生以上】県基準通り
八幡平市	重度 身障3級他	17	31	31・32・33	65	65	【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り 【身障3級・特児扶養手当2級・障害基礎年金2級:事業コード65】一部負担金から総医療費の2割を控除した額
滝沢市	重度	18	31	31・32			【未就学】入院2500円 外来750円【小学生以上】県基準通り
雫石町	重度	14	31	31・32			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
葛巻町	重度	15	31	31・32・33	81	81・82・83	【重度】受給者負担なし【中度】医療費一部負担金の1/2
岩手町	重度	16	31	31・32・33	81	81・82	【重度】県基準通り【中度・一般】非課税世帯:一部負担金の1/2 課税世帯:入院5000円、外来1500円に加え、それらを超えた分の1/2【中度・後期】県基準通り
紫波町	重度	21	31	31・32・33	81	81・82・83	【中学生まで】入院2500円 外来750円【高校生以上】県基準通り
矢巾町	重度	22	31	31・32・33	81	81・82・83	【高校生まで】入院2500円 外来750円【高校卒業以上】県基準通り
西和賀町	重度	30	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
金ケ崎町	重度	31	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
平泉町	重度	36	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
住田町	重度	43	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
大槌町	重度	45	31	31・32・33			県基準通り
山田町	重度	48	31	31・32・33			【未就学】受給者負担なし【小学生~高校生】入院2500円 外来750円【高校卒業以上】県基準通り
岩泉町	重度	49	31	31・32・33			県基準通り
田野畑村	重度	50	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
普代村	重度	51	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
軽米町	重度	54	31	31・32・33	81	81・82・83	受給者負担なし
洋野町	重度	55	31	31・32			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】入院2500円 外来1000円
野田村	重度	56	31	31・32・33			【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り
九戸村	重度	59	31	31・32・33	81	81・82・83	受給者負担なし
二戸町	重度	62	31	31・32・33	81	81・82・83	【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り

※1 現物給付とは、受給者等は医療機関等の窓口で医療費受給者証を提示することにより、受給者負担額までのみを支払い、一部負担金から受給者負担額を差し引いた額は、医療機関等が市町村に対して請求を行うことで、医療費の給付を行う方法をいいます。

※2 自動償還払いとは、受給者等が医療費助成給付申請書を医療機関等の窓口へ提出し一部負担金を支払った後で、市町村から、支払った一部負担金の額から受給者負担額を差し引いた額が後日受給者等の口座に振り込まれることにより医療費の給付を行う方法をいいます。

※3 窓口償還払いとは、受給者等が市町村窓口へ直接領収書等を提出することにより医療費の給付を行う方法をいいます。